

新潟市建設工事総合評価アドバイザー制度運営要領【新旧対照表】

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">新潟市建設工事総合評価アドバイザー制度運営要領</p> <p>第1、2条 (省略)</p> <p>(アドバイザーの選任及び任期)</p> <p>第3条 アドバイザーは、学識経験を有し、公正中立の立場で客観的に意見を述べることができる者のうちから、市長が選任する。</p> <p>2 アドバイザーの定数は、土木担当アドバイザー、建築担当アドバイザーそれぞれ2名以上とする。</p> <p>3 アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>第4条～7条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>本要領は、令和5年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">新潟市建設工事総合評価アドバイザー制度運営要領</p> <p>第1、2条 (省略)</p> <p>(アドバイザーの選任及び任期)</p> <p>第3条 アドバイザーは、学識経験を有し、公正中立の立場で客観的に意見を述べるができる者のうちから、市長が選任する。</p> <p>2 アドバイザーの定数は、土木担当アドバイザー、建築担当アドバイザーそれぞれ2名以上とする。</p> <p>3 アドバイザーの任期は、<u>選任の日から当該選任の日の属する年度の末日までとする。</u>ただし、再任することができる。</p> <p>第4条～7条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>本要領は、令和3年4月1日から適用する。</p>	<p>任期の変更</p>